

栃木県下都賀郡野木町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

地方分権の時代を迎え、地方公共団体の自主的な決定と責任範囲が拡大した今日、恵まれた自然環境と住環境を活かしつつ、より豊かな野木町へと発展するために、野木町議会は町民の意見を的確に把握して議会運営に反映させるとともに、町長の政策に対する論点・評価等を広く町民に明らかにする責務がある。野木町議会は、このような認識をもとに、議会における基本的な事項を明確にし、町民に開かれた議会を築いていくことを決意し、平成25年3月に野木町議会基本条例特別委員会を設置した。平成27年4月施行へむけて検討している。

野木町では議会全員協議会を毎月1回開催し、町長等執行機関に対して執行状況報告を求める。各議員出席の会議内容の報告をし、議員全員で情報の共有とそれに係る討議が活発に行われている。

定例会における一般質問者は、4定例会合計39名、1定例会平均9.7名となっており、町政運営における広範な質疑が活発にかわされている。

総務経済（7名）・文教民生（7名）の2常任委員会を設置し、所管事務についての調査研究及び実態把握、関係当局からの資料提供を求め協議検討を行うとともに、継続審査申出書により積極的に閉会中も現地調査等の活動を実施している。

議会運営委員会においても議案等に対する詳細な説明並びに議会運営について協議検討を加え、適正かつ円滑な議会運営に努めている。

2 住民に開かれた議会

○模擬議会の実施

こども模擬議会・女性模擬議会を実施し、今回は20～65歳未満（青・壮）町民を対象に、町の方針や政策決定の場へ参加することにより、議会への意識の高揚を図る有効な手段として実施した。

○一問一答式の取り組み

「質疑」は平成20年から、一般質問は平成23年から一問一答式を導入している。

「質疑」は、議員1人の持ち時間を質疑・答弁を合わせて20分とする。「一般質問」は1回目の総括質問を一般質問者席で行い、制限時間は質問・答弁を含め、1人60分以内とする。時間内の質問回数は制限していない。町政の細部にわたり踏み込んだ活発な質疑が交わされ、議会の活性化に努めている。

本議会はホームページやチラシ等で広報し、傍聴者には日程や一般質問通告書概要を配布して町民等が傍聴しやすい環境づくりに努めている。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

○住民とともに活動する議会を目指して

毎月第1月曜日に実施している交通安全街頭啓発活動事業に、議員自ら参加している。住民にとって安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。